

由布市告示第102号

令和3年第1回由布市議会臨時会を次のとおり招集する

令和3年7月6日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和3年7月13日火曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	鷺野 弘一君
長谷川建策君	佐藤 郁夫君
渕野けさ子君	田中真理子君
工藤 安雄君	甲斐 裕一君
佐藤 人已君	

○応招しなかった議員

なし

令和3年 第1回（臨時）由布市議会 会議録（第1日）

令和3年7月13日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和3年7月13日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第18号 専決処分の報告について
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度由布市一般会計補正予算（第3号）」
- 日程第7 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第41号 財産の取得について
- 日程第9 議案第42号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第43号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第18号 専決処分の報告について
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度由布市一般会計補正予算（第3号）」
- 日程第7 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第41号 財産の取得について
- 日程第9 議案第42号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第43号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部改正について

出席議員（17名）

1 番	佐藤 孝昭君	2 番	高田 龍也君
3 番	坂本 光広君	4 番	吉村 益則君
5 番	田中 廣幸君	6 番	加藤 裕三君
7 番	平松恵美男君	8 番	太田洋一郎君
9 番	加藤 幸雄君	10 番	鷺野 弘一君
11 番	長谷川建策君	12 番	佐藤 郁夫君
13 番	渕野けさ子君	14 番	田中真理子君
15 番	工藤 安雄君	16 番	甲斐 裕一君
17 番	佐藤 人已君		

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長	馬見塚量治君	書記	畠中 勇君
書記	生野 洋平君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	佐藤 正秋君
財政課長兼契約検査室長			庄 忠義君
総合政策課長兼地方創生推進室長			日野 正美君
防災安全課長	首藤 啓治君	建設課長	佐藤 洋君
福祉事務所長兼福祉課長			馬見塚美由紀君
健康増進課長	武田 恭子君		
挟間振興局長兼地域振興課長			後藤 和敏君
挟間地域整備課長	岡 公憲君		

湯布院振興局長兼地域振興課長 後藤 睦文君

湯布院地域整備課長 杉田 文武君 消防長 佐藤 尚也君

○議長（佐藤 人巳君） 皆さん、おはようございます。初めに、昨年の7月豪雨から1年が経過いたしました。開会に先立ちまして、災害により貴い命を失った方々に対しまして謹んで哀悼の意を表しますとともに、静岡県熱海市で発生したさきの土石流災害により犠牲となられた方々に心から御冥福をお祈りするため、黙とうを捧げます。皆さん、御起立願います。黙とう。黙とうを終わります。お座りください。

午前10時00分開会

○議長（佐藤 人巳君） これより令和3年第1回由布市議会臨時会を開会いたします。

初めに、感染予防対策として、マスクの着用をお願いします。

ただいまの出席議員数は、17人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 人巳君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、加藤幸雄君、10番、鷺野弘一君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 報告第16号

日程第4. 報告第17号

日程第5. 報告第18号

日程第6. 承認第5号

日程第7. 議案第40号

日程第 8. 議案第 4 1 号

日程第 9. 議案第 4 2 号

日程第 1 0. 議案第 4 3 号

○議長（佐藤 人巳君） 次に、本臨時会に提出されました日程第 3、報告第 1 6 号から日程第 5、報告第 1 8 号までの報告 3 件及び日程第 6、承認第 5 号の承認 1 件並びに日程第 7、議案第 4 0 号から日程第 1 0、議案第 4 3 号までの議案 4 件について一括して上程します。市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。本日は、公私ともに大変お忙しい中、令和 3 年第 1 回の臨時議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、上程されました議案について一括して提案理由を御説明いたします。

本臨時会で審議をお願いいたします案件は、報告 3 件、承認 1 件、議案 4 件でございます。

初めに、報告第 1 6 号、専決処分の報告については、市道草刈り作業中の業務瑕疵により、走行中の車両に損害を与えた事故の和解及び損害賠償を、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 1 7 号、専決処分の報告については、市道の陥没により、通行した車両に損害を与えた事故の和解及び損害賠償を、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 1 8 号、専決処分の報告については、狭霧台園地の駐車場の管理瑕疵により、駐車しようとした車両に損害を与えた事故の和解及び損害賠償を、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについては、一般会計の歳入歳出予算に、それぞれ 4, 3 7 6 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を、2 1 1 億 2, 0 0 7 万 7, 0 0 0 円としたことの承認をお願いするものでございます。

内容としましては、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対する生活困窮者自立支援金の支給のほか、新型コロナウイルスワクチン接種の加速に向け、さらなる接種体制の確保に要する経費を追加計上したものでございます。緊急を要したことから、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、7 月 1 日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第 4 0 号、工事請負契約の締結については、6 月 2 5 日に、由布市防災行政情報告知システム整備工事に係る要件設定型一般競争入札を執行した結果、日本無線株式会社大分営業所が、消費税を含む 3 億 3, 9 5 5 万 9, 1 1 0 円で落札し、6 月 3 0 日付で仮契約を締結したことについて、この工事請負仮契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特

に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第41号、財産の取得については、6月25日に、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台の購入に係る指名競争入札を執行した結果、株式会社消防防災大分本店が、消費税を含む6,964万1,000円で落札し、6月28日付で仮契約を締結したことから、この物品購入仮契約を本契約とするため、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第42号、由布市個人情報保護条例の一部改正については、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第43号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 人巳君） 市長の提案理由の説明が終わりました。次に、報告第16号から報告第18号まで続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長でございます。詳細説明を申し上げます。

報告第16号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和3年7月13日提出。由布市長。

次ページをお開きください。専決処分書となっております。

令和3年6月28日、専決処分を行っております。

次ページには和解の内容及び損害賠償の額を記載しております。

事故概要といたしましては、令和3年5月19日午後2時30分頃、由布市湯布院町川西424番地4先の市道川西岳本線において、市の作業員が除草作業を行っていた際に、除草機にて石をはね、当該石が走行中であった乙の所有する自動車の左後方窓ガラスに接触し、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件といたしましては、甲は乙に対し、過失割合100%に当たる分、本件事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額18万4,190円を支払うものでございます。

次ページには、現場や車両の損害状況を示す写真等を記載しているところでございます。

次に、報告第17号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和3年7月13日提出。由布市長。

同じく次ページをお開きください。専決処分書となっております。

令和3年7月1日付、専決処分を行っております。

次ページには和解の内容及び損害賠償の額を記載しているところでございます。

事故概要といたしましては、令和3年5月15日、午前6時40分頃、由布市挾間町来鉢330番地先の市道来鉢椋山線において、甲の管理する市道上に陥没箇所があり、乙の所有する自動車が通行する際に、当該陥没箇所にタイヤが落ち込み、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件としては、甲は乙に対して、過失割合100%分に当たる本件事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額10万7,413円を支払うものでございます。

次ページには、現場やタイヤの損傷状況を示す写真を記載しております。

次に、報告第18号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和3年7月13日提出。由布市長。

次ページをお開きください。専決処分書です。

令和3年7月1日、専決処分を行っております。

次ページには和解の内容及び損害賠償の額を記載しているところでございます。

事故概要といたしましては、令和3年4月6日、午前1時30分頃、甲が設置する由布市狭霧台園地駐車場（由布市湯布院町川上1946番地14）において、駐車場内に外れた輪留めが放置されており、乙の所有する自動車が駐車する際に当該輪留めと乙の所有する自動車後部が接触し、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件といたしましては、甲は乙に対して、過失割合50%分に当たる本件事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額6万94円を支払うものでございます。

同じく次ページには、駐車場の輪留めや車両の損傷状況を示す写真を記載しているところでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） なお、室内の温度が上がっておりますので、暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。

詳細説明を続けます。次に、承認第5号並びに議案第40号、議案第41号について、続けて

詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長兼契約検査室長（庄 忠義君） 財政課長です。まず、承認第5号について詳細説明をいたします。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度由布市一般会計補正予算（第3号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年7月13日提出。由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。令和3年7月1日付で専決処分を行っております。

次に、一般会計補正予算をお願いいたします。

令和3年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度由布市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,376万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211億2,007万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和3年7月1日専決。由布市長。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。2ページにかけまして、歳入歳出の款項ごとに補正額を計上いたしております。

3ページからは、補正予算事項別明細書となっております。

次に、6ページからは歳入となっておりますが、特定財源として歳出科目に当てられております国庫支出金については、歳出の項目で説明をさせていただきます。

では、8ページをお願いいたします。

歳出ですが、3款3項1目生活保護総務費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（生活困窮者自立支援金）は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない、借入額が限度額に達している世帯、または再貸付について不承認とされた世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し、単身世帯で月6万円、2人世帯で月8万円、3人以上世帯で月10万円を生活困窮者自立支援金として、7月以降最大3か月間支給をするもので、3,360万円を計上いたしております。

また、事業の円滑な推進に向け、申請受付や相談業務を由布市社会福祉協議会へ委託するなど、事務費として115万円を計上しており、財源は全額国庫負担金である新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業負担金を充当いたしております。

次に、4款1項4目予防費の区分1、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、本年7月末ま

で希望する高齢者へのワクチン接種を完了させるべく取組を前倒しし、加速させるため、必要となるワクチン接種体制の確保に要する経費を追加計上させていただいております。

内容的には、ワクチン接種事業に専従する会計年度任用職員1名の新規雇用に係る報酬103万5,000円、きめ細かい接種体制の構築に向け、診療時間外の土曜日及び日曜日に24人以上の接種を実施した市内医療機関に対し、1日5万円を謝金として支給する報償費170万円、また、スムーズな予約相談体制の強化に向けたコールセンター2名増員に係る業務委託料253万1,000円、フリーザー用ポータブル非常電源装置の備品購入費181万5,000円など、合わせて901万1,000円を計上いたしております。

財源につきましては、会計年度任用職員に係る報酬、共済費、費用弁償及び管理職特別勤務手当を除き、全額国庫補助金である新型コロナウイルスワクチン接種対策確保事業費補助金の追加交付分を充当いたしております。

なお、今回、国庫補助事業の対象となっていない経費につきましては、一般財源扱いとしておりますが、今後、追加交付が見込まれる接種対策に係る国庫補助対象となることから、今後の補正で財源の組替えを予定をいたしております。

承認第5号については、以上でございます。

次に、議案第40号につきまして詳細説明をいたします。

議案第40号、工事請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和3年7月13日提出。由布市長。

契約の目的につきましては、由布市防災行政情報告知システム（同報系）整備工事でございます。

契約の方法は、要件設定型一般競争入札。

契約の金額は、消費税を含む3億3,955万9,110円でございます。

契約の相手方は、大分市王子町7番1号、日本無線株式会社大分営業所です。

議案の裏面以降に仮契約書の写し及び入札結果一覧表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

次に、議案第41号につきまして詳細説明をいたします。

議案第41号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和3年7月13日提出。由布市長。

取得する財産につきましては、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台でございます。

取得の方法は、指名競争入札による購入契約。

取得金額は、消費税を含む6,964万1,000円でございます。

取得の相手方は、大分市長浜町2丁目2番32号、株式会社消防防災大分本店です。

議案の裏面以降に仮契約書の写し及び仕様書、また、末尾に入札結果一覧表を添付しておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第42号及び議案第43号について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長でございます。議案第42号、43号について詳細説明を行います。

議案第42号、由布市個人情報保護条例の一部改正について。

由布市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年7月13日提出。由布市長。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

下線部分が変更項目となっております。まず、デジタル庁設置法の公布に伴い、情報提供ネットワークシステムの所管が総務大臣から内閣総理大臣に変わること、またデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、第23条第3項中、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改めるものでございます。

次に、議案第43号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年7月13日提出。由布市長。

同じく新旧対照表を御覧いただきたいと思います。同じく下線部分が変更項目となっております。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、第1条中「第19条第10号」を「法第19条第11号」に、第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改めるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程され議題となっております各議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

これより審議に入ります。

まず、報告第16号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 専決処分でございますが、これ、再発予防といえますか、よく国道沿い等で草刈り作業をされているのを見ますけれども、そのときには必ず飛沫防止のボードを立てたり、そういったことで草刈り作業を行われていると思うんですけれども、そういったことを今後やる予定があるのか。というのが、もしこれ、車両でなくて人に当たったり、住民に当たったりすると大変なことになりますので。そういったことも踏まえて再発予防策があれば、お伺いしたいです。

○議長（佐藤 人已君） 湯布院地域整備課長。

○湯布院地域整備課長（杉田 文武君） 湯布院地域整備課長です。お答えします。

基本的に作業員の所管する課は地域振興課でございます。地域整備課としましては、市道の路肩、のり面、道路敷きとなっている箇所に対しまして、通行上の安全管理を含めて草刈り等を作業員さんをお願いをしております。

今回、事故現場となった市道川西岳本線は、湯布院中学校の通学路でもございます。安全管理を含めて定期的に草刈り作業をお願いしている路線でもございます。

先ほど議員さんの指摘にありました再発防止関係につきましては、市道の草刈り作業を行う場合、車や人等が当然、行き来する道でございますので、3名で作業する場合は、必ず1名は通行する方への注意喚起、飛散防止ネット、コンパネ等を使って安全確保の徹底を図るように指導をしております。

そうはいつでも草刈り作業をする現場が多くて、作業員さんも次に行かなければいけないような感じで急いでおりますので、草刈りをされる方は多分、御存じだと思うんですが、草刈り機の刃の裏に安全カバーというものをつければ、刃が地面より数センチ上がります。そうすることによって石等の飛散が防げますので、その辺も含めて今、検討をしております。

以上でございます。

○議長（佐藤 人已君） 太田洋一郎君。

○議員（８番 太田洋一郎君） 分かりました。今後こういうことがないように、注意していただきたいというふうに思っております。それとまた、今後その草刈り作業等を、炎天下でございますので、しっかりと休憩を取らせながら、ハードワークにならないような御配慮もお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） ほかに質疑はありませんか。坂本光広君。

○議員（３番 坂本 光広君） 今回、この市の作業員という形でやっておりますけれども、同じように草刈りに関しては業者に出している分もございます。それから、地域の自治会に委託しているところもあります。そういうふうになった場合、同じような形になった場合の賠償は、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（佐藤 人巳君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です。お答えいたします。

自治会の、よく道路愛護デーとかで草刈りをこれからされると思います。自治会が行う行事については、自治会の保険を加入しております。その中での補償ということになろうかというふうに思います。

また、業者に委託している部分については、それぞれ業者が委託を受けているわけですから、業者が任意での御検討といった業者の責任ということになろうかと思います。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 坂本光広君。

○議員（３番 坂本 光広君） 業者の場合でいきますと、県道なんかでは人数かなりかけて、なおかつ飛散防止のためのネットを用意してやっております。そうすると、やっぱり金額的にかなり上がると思います。そういうふうな中で、金額の差がある中で、やはり業者にそれは全て責任を負うというのは、何かちょっと違うような気がするんですけども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（佐藤 人巳君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。お答えいたします。

今、議員から御指摘のあった部分については、私どもも理解をしているつもりです。ただ、私どもが市道の草刈りで業者さんのほうに委託をさせていただいておりますが、当然、安全管理は業者さんの義務でもございますし、その辺含めて、改めて指導のほうを徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） 坂本光広君。

○議員（３番 坂本 光広君） こういうことがありましたので、自治区とか建設業者の皆さんに徹底していただいて、こういうことが二度と起きないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

次に、報告第１７号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。加藤裕三君。

○議員（６番 加藤 裕三君） ６番、加藤裕三です。ちょっとお伺いします。

この１７号の写真を見てみますと、どうも本来の道路から、工事をした後のアスファルトの部分が落ちていると思うんですが。これについて、何か占用物件で近々に工事をしたのか、それとも何らかの工事の中で、しっかりその後の管理等をしたものか。ちょっと確認ができれば、お答えをください。

○議長（佐藤 人巳君） 挟間地域整備課長。

○挟間地域整備課長（岡 公憲君） 挟間地域整備課長です。お答えいたします。

今回の陥没の原因は、道路の地中に、昔ながらの石積みによる水路の暗渠がございました。その水路の暗渠が、漏水やら老朽化によって、地中の空洞が広がって、陥没に至ったということでございます。今回、隣接して補修したような跡もございますが、直接、今回の陥没とはちょっと位置は違うようではあるんですが。この水路につきましては、すぐさま新しい暗渠を設置して、対応をした次第でございます。

○議長（佐藤 人巳君） 加藤裕三君。

○議員（６番 加藤 裕三君） 分かりました。恐らく水が吹き上げて、こういったぬれたような跡になっているのかもしれないんですが。よく道路の一般の方の道路占用物件とか、横断工事をやったときの後、よくこういった事例があるように思われます。特に山間部とか、写真等で、恐らく占用物件とか工事は確認をされていると思うんですが、問題はその後処理をしっかり業者等、地域等の指導をしっかりしてほしいなというふうには思います。見えないところで、今回、物損ということですが、よもや單車等であれば、かなりの人身事故等も危険性があるかと思います。その辺、今後、十分注意をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（佐藤 人巳君） 鷲野弘一君。

○議員（１０番 鷲野 弘一君） １０番、鷲野です。

今回、これはまだ説明書の中に、車が通ってそのときに陥没をしたのか、それとも事前に陥没の穴があって、それに気がつかないで落ちたのか。どっちが、これ本当ですか。

○議長（佐藤 人巳君） 挾間地域整備課長。

○挾間地域整備課長（岡 公憲君） お答えいたします。

地中部に空洞が広がりまして、多分、舗装の皮1枚の状態だったかと思われます。ですから、そのときにもう、もともと小さい穴があったのか、踏み割ってこういうふうになったのか、ちょっと定かではないんですけど、最初からこのような穴が空いていたというわけではないようです。

○議長（佐藤 人巳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 次に、報告第18号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 報告第18号でございます。これ、聞きましたら、以前にもこういうことがあったということで、この説明書の事故概要の中に、「駐車場内に外れた輪留めが」とありますが、これは故意に外されたというふうなことで認識しておるんですが、それで間違いないでしょうか。

○議長（佐藤 人巳君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。お答えをいたします。

今回の原因は、いたずらというふうに認識しております。指定管理の委託元の由布岳南山麓景觀保全機構様よりもその旨、報告を受けております。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 故意に外される。特に夜間の、そういったその仕業といいますか、そういったことが想定されるんですけれども。例えば、防犯カメラをつけたり、そういった再発予防と同時に、今回のその被害を受けて、警察等に事情といいますか通報なり何なりそういうことはされたのか。いかがでございましょうか。

○議長（佐藤 人巳君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。お答えをいたします。

まず、警察のほうには報告をさせていただきました。そして、防犯カメラにつきましては、指定管理先と協議中でありますけれども、今、それに類する県のカメラがございます。ただ、それは別目的の内容になっておりますので、現在、検討中であります。

カメラもそうなんですが、定期的に、委託先に限らず私どもで点検をさせていただいております。その後もリスクが発生している状況がございますので、その都度、こちらのほうで対応をさせていただいている次第であります。

今後につきましては、もともとが地震の前の現場はコンクリートの地面だったというふうに認

識しております。その後、地震の復旧においてアスファルトの地面になっている次第であります。そうなりますと、留め具が割と、比較的外されやすい状況になるというふうにお聞きしておりますので、その根本的な解決を今、模索している状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤 人已君） 太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 写真を見ていただいても分かるように、キャップを外してボルトを外すという非常に悪質でございますので、そのところの対応方も、防犯カメラ等の設置も含めて、十分、検討していただきたいというふうに思っています。また、こういったことがまた起こらないように、しっかりと見回り等も警察等の協力もいただきながら、しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。答弁は結構です。

○議長（佐藤 人已君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） これで質疑を終わります。

次に、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて「令和3年度由布市一般会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。

まず、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、歳出について質疑はありませんか。13番、瀏野けさ子さん。

○議員（13番 瀏野けさ子君） おはようございます。歳出についてお伺いさせていただきます。

3款3項1目生活困窮者自立支援金の事業なんですけれども、もう既に社協のほうに委託されているかと思います。まず、社協に委託した日にち、それから、これは3か月間という猶予だったというふうにお聞きしております。それと、この補助金3,360万円ですかね。これ大体、金額の根拠、いろんな要件があったかと思います。その要件に満たした方への事業ですが、その根拠となる人数、それとあとは、国からの規則、いろんな要件があらうかと思います。

でも、生活困窮者の方々は、人それぞれ個人個人、いろんな事情でお困りの方が多いです。ですから、きちっと規則に、要件に当てはまらなければ駄目という、はねるんじゃないくて、より、どうしたらその支援を受けられるかという、きめ細かな相談をお受けしていただきたい。それはもう社協にもお願いしているんですけれども、それがまた市や業者に上がってきて、県にそれを処理を送るのではないかというふうに思いますので、そのきめ細かな打合せを社協としていただければ、ありがたいなというふうに思っております。

この3か月間っていうのは、7月から見たときには9月までと捉えていいんでしょうか。もう少し延ばすということはできないんでしょうか。

○議長（佐藤 人己君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（馬見塚美由紀君） 福祉事務所長です。お答えいたします。

まず、社会福祉協議会のほうに委託した日にちでございますが、7月1日付で委託をしております。

そして、この3,360万円の根拠でございますが、150人分ということで、1人世帯の人は6万円、2人世帯の方は8万円、3人世帯以上の方が10万円となっております。この部分が、再貸付けが終了した方ということになりますので、その部分を見越しまして、1人世帯の方が、70人掛ける三月分で1,260万円、2人世帯の方が、8万円掛け50人掛け三月で1,200万円、3人世帯以上の方が、10万円掛け30人、30人というよりは30世帯ということですが、けれども、掛け三月の900万円。以上を3,360万円で計上させていただいております。この部分につきましては、再貸付けが終了した方全員を、取りあえずその対象として見させていただいております。

先ほど議員さんおっしゃられたように、この支給を受けるためにはいろんな制限があります。まず再貸付けを受けて、それが終了された方であること、それからあと、収入要件もあります。収入要件も、結構厳しい収入要件もありまして、例えば一人暮らしの方では10万4,600円に満たない収入の方、それから、2人世帯の方は、14万7,000円、3人世帯の方は17万4,600円という厳しい収入要件がございます。

それから、資産要件としましても、その収入要件の6倍であったりとか、100万円以下ということもありますし。あと最後に、求職活動を行っていただかなければいけないということで、月1回の社協さん、自立支援相談機関への面接を受けるであるとか、ハローワークで職業相談を月2回以上受けるであるとか、週1回以上、求職先へ応募に行くであるとか、結構、求職活動をしていただくという要件もあります。

そういった中で、一応、きめ細やかな相談ということで、いろいろその方、その方に応じていろんな御事情がございますので、そこ辺は社協の相談員ともども、しっかりその方のサポートができるように努めてまいりたいと思っております。

それから、三月ということにつきましては、これは国の規定ですので、7月からお受けになられた方は9月まで、8月からの方は10月までということになっております。

以上です。

○議長（佐藤 人己君） 渚野けさ子さん。

○議員（13番 渚野けさ子君） 三月までというのはよく分かりました。私は、もう7月から

9月までのきっちりした受付だけかと思ったんですけども、もし8月からお受けしたときは、8月から3か月という形で柔軟な形でいいということですよね。ありがとうございます。

それとあと、求職活動も要件に入っているんですけど、例えば、旅館とかに勤めている方は、今お客さんがいないから、もう本当に大変だと思うんですね。ですけど、また景気が戻れば、そこにまた勤められる方、そういうのは分かっておられる方でも、いつまでの期間お休みというのは分かりませんので、そういう方々にもやっぱり求職活動を。できれば、例えば、旅館がよくなったらまだ旅館で働きたいという要望もある方ですけども、もし、そういう方であっても求職活動をやっぱりしないといけないものなんでしょうかね。

○議長（佐藤 人己君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（馬見塚美由紀君） 福祉事務所長です。お答えいたします。

この求職活動は、現在、自営業の方であったりとか、既にもう仕事に就かれている方であっても、現在の収入が低いということもありますので、さらに収入を増やしていただくっていう、安定的な生活を送っていただくっていうことで、この自立支援金が支給されておりますので、そういう方々につきましてもハローワーク等の求人相談をされて、しっかり収入を増やしていただくということがこの制度となっております。どうしてもやむを得ないときには、生活保護の御紹介ということの御相談もいたしております。

以上です。

○議長（佐藤 人己君） ほかに質疑はありませんか。3番、坂本光広君。

○議員（3番 坂本 光広君） 新型コロナウイルスの接種事業についてお尋ねします。これ、ワクチン接種を加速するためにこういうふうな形でやっておるといことですけど、昨今の中では、ワクチンが供給されないというニュース報道も出ておりますが、そういうふうなことになるかと、少し変わってくるのかなと。その状況としては、どうなんでしょうか。

○議長（佐藤 人己君） 健康増進課長。

○健康増進課長（武田 恭子君） 健康増進課長です。

ただいまの分につきましては、こちらの今回上げさせていただいている予算につきましては、高齢者に対するワクチン接種の促進ということの事業になっております。高齢者につきましては、7月末までに全て希望される高齢者の方、完了するということで指示がありまして、それに対する追加の予算となっております。その件につきましては、高齢者分については、現在、国のほうからワクチン供給は7月中に人数分は確保されております。ちなみに、65歳以上の1回目の接種率につきましても、7月11日現在で86.5%になっておりますので、7月末までには、2回目接種を希望される方がほぼ86%以上を接種できるというふうに思っておりますので、高齢者分については確保できているというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第40号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第41号、財産の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。
9番、加藤幸雄君。

○議員（9番 加藤 幸雄君） 9番、加藤幸雄でございます。

災害対応特殊水槽付消防ポンプというのは、災害、地震とか火事とかいろいろあるかと思うんですけど、大体どのような災害に使う消防車になるのか。

○議長（佐藤 人巳君） 消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） 消防長です。お答えいたします。

これ、緊急消防援助隊の関連の国庫補助を受けるものでございまして、国庫補助の名称が災害

対応特殊水槽付という名称でございますので、特段、何か特別な災害の対応ということではなくて、通常の火災とかそういった災害に対応する消防車となっております。

以上です。

○議長（佐藤 人己君） 9番、加藤幸雄君。

○議員（9番 加藤 幸雄君） そうすると、水害とか土砂崩れとかいろいろありますよね。行けないところとかがある可能性があるのと、またそういうときは、こういうポンプ車みたいなものとか、除雪車とか、そういうのがまた必要になってくる可能性はあるんですかね。

○議長（佐藤 人己君） 消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） 消防長です。お答えいたします。

車両が行けないところにつきましては、職員等でいろんな資機材を活用して、災害対応に当たっていきたいと思います。他県とか他の消防本部につきましては、風水害に特化した機材とかもありますけども、由布市消防本部としては、そういった機材は保有しておりませんので、今ある資機材、それから今回の消防車に積載する資機材等を活用して災害対応に当たりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 人己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人己君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第42号、由布市個人情報保護条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第43号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

_____・_____・_____

○議長（佐藤 人已君） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。これで、令和3年第1回由布市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時54分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員